

新見市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新見市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成23年新見市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可等の申請)

第2条 条例第4条（条例第9条第3項において準用する場合を含む。）の申請書は、ペット霊園設置（変更）許可申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (2) 個人にあつては、申請者の住民票の写し
- (3) ペット霊園の位置及び周辺の状況を示す図面
- (4) ペット霊園の区域に含まれる土地の登記事項証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(許可証)

第3条 条例第7条（条例第9条第3項において準用する場合を含む。）に規定する許可証は、ペット霊園設置（変更）許可書（様式第2号）とする。

(工事完了届等)

第4条 条例第8条第1項（条例第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、ペット霊園設置（変更）工事完了届出書（様式第3号）によるものとする。

2 条例第8条第2項（条例第9条第3項において準用する場合を含む。）に規定する検査済証は、ペット霊園設置（変更）工事完了検査済証（様式第4号）とする。

(変更の届出)

第5条 条例第9条第2項の規定による届出は、氏名等変更届出書（様式第5号）によるものとする。

(地位の承継の届出)

第6条 条例第10条第2項の規定による届出は、ペット霊園承継届出書（様式第6号）によるものとする。

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (2) 個人にあつては、申請者の住民票の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(中止又は廃止等の届出)

第7条 条例第11条第1項の規定による届出は、ペット霊園設置（変更）工事中止届出書（様式第7号）によるものとする。

2 条例第11条第2項の規定による届出は、ペット霊園廃止届出書（様式第8号）によるものとする。

(身分証明書)

第8条 条例第13条第3項に規定する証明書は、様式第9号とする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第2項の規定による届出は、ペット霊園設置届出書(様式第10号)によるものとする。

3 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

(2) 個人にあつては、届出者の住民票の写し

(3) ペット霊園の位置及び周辺の状況を示す図面

(4) ペット霊園の区域に含まれる土地の登記事項証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

様式第 1 号（第 2 条関係）

ペット霊園設置（変更）許可申請書

年 月 日

新見市長 様

申請者 住所
氏名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

ペット霊園を設置（変更）したいので、新見市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 4 条（第 9 条第 3 項）の規定により、関係書類及び図面を添えて申請します。

名 称		
所在地及び面積	(m ²)	
施設の種類及び 処理能力	埋葬施設	
	焼却施設	
	納骨堂	
設備の位置及び 構造等の設置に 関する計画		
設備の維持管理 に関する計画		

ペット霊園設置（変更）許可証

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで申請のあったペット霊園の設置（変更）については、新見市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第3条（第9条第1項）の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

新見市長

記

- 1 ペット霊園の名称
- 2 ペット霊園の所在地
- 3 許可条件

様式第3号（第4条関係）

ペット霊園設置（変更）工事完了届出書

年 月 日

新見市長 様

申請者 住所
氏名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

新見市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第8条第1項（第9条第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
所 在 地	
許 可 番 号	
許 可 年 月 日	
工 事 完 了 年 月 日	

様式第 4 号（第 4 条関係）

ペット霊園設置（変更）工事完了検査済証

第 号
年 月 日

様

新見市長

下記のペット霊園の設置（変更）工事は、新見市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 8 条第 1 項（第 9 条第 3 項）の規定による検査の結果、同条例の基準に適合していることを証します。

名 称	
所 在 地	
許 可 番 号	
許 可 年 月 日	
検 査 年 月 日	

様式第 5 号（第 5 条関係）

氏名等変更届出書

年 月 日

新見市長 様

申請者 住所
氏名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

新見市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称		
所 在 地		
許 可 番 号		
許 可 年 月 日		
変 更 の 内 容	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日		
変 更 の 理 由		

ペット霊園承継届出書

年 月 日

新見市長 様

申請者 住所
氏名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

新見市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
所 在 地	
許 可 番 号	
許 可 年 月 日	
承 継 年 月 日	
被 承 継 者	

様式第7号（第7条関係）

ペット霊園設置（変更）工事中止届出書

年 月 日

新見市長 様

申請者 住所
氏名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

新見市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
所 在 地	
許 可 番 号	
許 可 年 月 日	
工事中止年月日	

ペット霊園廃止届出書

年 月 日

新見市長 様

申請者 住所
氏名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

新見市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
所 在 地	
許 可 番 号	
許 可 年 月 日	
廃 止 年 月 日	

（表）

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職名及び氏名
上記の者は、新見市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第13条第2項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。
年 月 日
新見市長

（裏）

新見市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（抜粋）
（報告及び検査）
第13条 市長は、この条例の適用に必要な限度において、設置者に対し、ペット霊園の状況等について報告を求めることができる。
2 市長は、この条例の適用に必要な限度において、その職員に、ペット霊園に立ち入らせ、その施設、設備、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。
3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
4 第2項の規定により立入検査をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

ペット霊園設置届出書

年 月 日

新見市長 様

申請者 住所
氏名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

新見市ペット霊園の設置の許可等に関する条例附則第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称		
所在地及び面積	(m ²)	
設置（工事完了予定）年月日		
施設の種類及び処理能力	埋葬施設	
	焼却施設	
	納骨堂	
設備の位置及び構造等		
設備の維持管理に関する計画		